

## 社会保障法判例

清水泰幸

生活保護受給者が受領した学資保険満期返戻金を収入認定して保護を減額した処分が違法とされた事例（学資保険訴訟上告審判決）

最高裁判所第三小法廷平成16年3月16日判決（平成11年（行ツ）第38号保護変更決定処分取消、損害賠償請求事件）民集第58巻第3号647頁、『判例時報』1854号25頁

### I 事実の概要

1 原告X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>の父親でありその世帯主であったAは、昭和50年8月、生活保護を申請し、同年9月、被告Y（福岡市東福祉事務所長）は、申請日にさかのぼって保護開始決定をした。

2 昭和51年6月、AはX<sub>1</sub>およびX<sub>2</sub>の高校修学費用に充てるために、X<sub>1</sub>を被保険者として学資保険（18歳満期、保険料月額3000円、満期保険金50万円。以下「本件学資保険」という）に加入した。この保険料の原資は保護費及び収入認定を受けた収入等であった。その後X<sub>1</sub>の高校進学費用のために、Aは本件学資保険を担保にして貸付けを受けながら返済をしていたが、平成2年6月、本件学資保険が満期となり、Aは満期保険金から貸付けに対する弁済金等を控除した44万9807円（以下「本件返戻金」という）を受領した。

3 Yは生活保護法4条1項及び8条1項に基づき、本件返戻金のうち44万5807円を収入認定して、同年7月分から同年12月分までの保護を

従前の約半額である月額9万5千円余とする保護変更処分（以下「本件処分」という）をした。Aは本件処分を不服として審査請求および再審査請求をしたが、いずれも棄却された。AとX<sub>1</sub>らは、平成3年12月にYに対して本件処分の取消しを求めて、さらに平成4年3月にはZ<sub>1</sub>（福岡市）とZ<sub>2</sub>（国）に対して国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めて訴えを提起したが、Aは一審係属中に死亡した。

4 一審判決（福岡地判平7・3・14判タ896号104頁）は、本件処分の取消しの訴えについて、X<sub>1</sub>らの原告適格を否定して訴えを却下した。損害賠償については、Yの裁量権の濫用が生じる余地を認めつつも、本件返戻金の使途は当初の目的どおりではなかったとして訴えを棄却した。X<sub>1</sub>らは控訴した。

5 控訴審判決（福岡高判平10・10・9判時1690号42頁）は、本件処分の取消しの訴えについて、X<sub>1</sub>ら被保護世帯の世帯構成員も生活困窮者である以上は保護受給権者であるとして、また審査請求前置の要件については、世帯主Aが行った不服申立ては世帯を代表して行ったものであ

るとして、X<sub>1</sub> らの訴えを適法とした。そのうえで「保護費等を原資とする預貯金は、その貯蓄の目的や態様（金額を含む。）等に照らして、要保護者の最低限度の生活の保障とその自立助長を図ることを目的とする生活保護法の趣旨目的を逸脱するようなものではなく、かつ、一般的国民感情に照らしても違和感を覚えるようなものでない限り」収入認定の対象とすべき資産等には当たらないとした。また実生活は過不足を相互に融通して成り立っており、預貯金が当初の目的通りに使用されなかつたとしても本件返戻金は収入認定の対象にはならず、本件処分は取消しを免れないとした。損害賠償については棄却した。Y は上告した。

## II 判 旨

### 上 告 棄 却

1 「生活保護法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる」。また、生活扶助、教育扶助など各類型ごとに保護の行われる範囲が定められていることからすれば「保護金品又は被保護者の金銭若しくは物品を貯蓄等に充てることは本来同法の予定するところではない」。

2 「しかし、保護は、厚生大臣の定める基準により要保護者の需要を測定し、これを基として行われる……。このようにして給付される保護金品並びに被保護者の金銭及び物品（以下「保護金品等」という。）を要保護者の需要に完全に合致させることは、事柄の性質上困難であり、同法は、世帯主等に当該世帯の家計の合理的な運営をやだねているものと解するのが相当である。そうすると、被保護者が保護金品等によって生活していく中で、支出の節約の努力（同法 60 条参照）等によって貯蓄等に回すことの可能な金員が生ずることも考えられないではなく、同法も、保護金品等を

一定の期間内に使い切ることまでは要求していないものというべきである。同法 4 条 1 項、8 条 1 項の各規定も、要保護者の保有するすべての資産等を最低限度の生活のために使い切った上でなければ保護が許されないとするものではない」。

3 「このように考えると、生活保護法の趣旨目的にかなつた目的と態様で保護金品等を原資としてされた貯蓄等は、収入認定の対象とすべき資産には当たらないというべきである」。高等学校に進学することは、自立のためにも有用であり「被保護世帯において、最低限度の生活を維持しつつ、子弟の高等学校修学のための費用を蓄える努力をすることは、同法の趣旨目的に反するものではない」。

4 「そうすると、A が同一世帯の構成員である子の高等学校修学の費用に充てることを目的として満期保険金 50 万円の本件学資保険に加入し、給付金等を原資として保険料月額 3000 円を支払っていたことは、生活保護法の趣旨目的にかなつたものであるということができるから、本件返戻金は、それが同法の趣旨目的に反する使われ方をしたなどの事情がうかがわれない本件においては、同法 4 条 1 項にいう資産等又は同法 8 条 1 項にいう金銭等には当たらず、収入認定すべき資産に当たらない」。「したがって本件返戻金の一部について収入認定をし、保護の額を減じた本件処分は、同法の解釈適用を誤ったものというべきである。これと同旨の原審の判断は正当として是認することができ」る。

## III 解 説

結論には賛成するが、判旨の一部に疑問がある。

### 1 は じ め に

#### （1）本判決の特徴

生活保護法 4 条 1 項の「資産」あるいは 8 条 1 項の「金銭又は物品」の解釈が問題となったのは、知人から借用した自動車の使用を理由に保護が廃止された事件（福岡地判平 10・5・26 判タ 990 号 157 頁）、県の条例に基づく心身障害者扶養共済

年金に対する収入認定が争われた事件（金沢地判平11・6・11判タ1059号68頁、名古屋高裁金沢支判平12・9・11判タ1056号175頁）などがあるが、保護金品等を原資とする貯蓄等の保有が争われた事件は、本件の他には、付添看護費のための預貯金の保有が争われた事件（秋田地判平5・4・23判時1459号48頁）があるのみである。

本判決は、保護金品等を原資とする貯蓄等の保有に関する初めての最高裁判決である。教育扶助が義務教育のみを対象としているなかで、高校修学費用に充てることを目的に加入した学資保険の満期返戻金が収入認定の対象となる資産等に該当するかが争われた。判旨は「生活保護法の趣旨目的にかなった目的と態様で保護金品等を原資としてされた貯蓄等は、収入認定の対象とすべき資産には当たらない」と述べて、本件返戻金を収入認定のうえ保護を減額した本件処分は違法であると判断した。本判決は、法4条1項の「資産」あるいは8条1項の「金銭又は物品」の解釈をめぐって、今後の生活保護裁判および実務に大きな影響を及ぼすことが予想される。

## （2）争点

Yは上告理由において、生活保護法4条1項にいう「資産」とは「あらゆる財産的価値を有するものを包含するもの」であり、「法4条1項の『資産』であるかどうかは、その取得した原資が何であるかとは無関係である」として原審の誤りを主張した。原審は、法4条1項の「資産」の解釈について「いったん収入認定された収入や支給された保護費は、……保護実施機関がそれ自体を再度の収入認定の対象とすることは許されず、したがって、法4条1項の資産等や、8条1項の金銭等に当たらない」ことを示したうえで、「被保護者が、使用を留保した保護費等をその支給の趣旨目的に沿う目的を設定して貯蓄した場合には、これによって、なお、保護費等としての性格を失うものではない」としていた。

最高裁は、保護金品等を貯蓄等に充てることは本来法の予定するところではないとしつつも、「生活保護法の趣旨目的にかなった目的と態様で保護金品等を原資としてされた貯蓄等は、収入認

定の対象とすべき資産には当たらない」とした。したがって原審と同様に、最高裁も収入認定の対象となる法4条1項にいう「資産」を要保護者あるいは被保護者の保有するすべての「資産」とは区別して、一定の保護金品等をここから除外しているように読み取ることができる。しかし、なぜそのように区別されるのかは、必ずしも明らかにされていない。

本稿では、このような区別がなされた根拠を分析するとともに、本判決の射程を明らかにすることを目的とする。以下では、①保護金品等を原資とする貯蓄等の形成について、②そのような貯蓄の保有はいかなる要件のもとで許容されるのかについて、③本件返戻金に対する収入認定について、順次検討していく<sup>1)</sup>。

## 2 保護金品等を原資とする貯蓄等の形成

判旨は、被保護者が保護金品等によって最低限度の生活を営みながらも剩余金が生じることについて詳述しているので、まずこの点について検討する。

### （1）剩余金が生じる可能性

判旨は、生活保護法による保護は「最低限度の生活の需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならない」が、給付される保護金品等を「要保護者の需要に完全に合致させること」は困難であるとして、同法は「世帯主等に当該世帯の家計の合理的な運営をゆだねているものと解するのが相当」であることを認めた。さらに同法60条が被保護者に「支出の節約の努力」等を求めていることにも触れて、判旨は、保護金品等による生活の中でも「貯蓄等に回すことの可能な金員が生ずることも考えられないではな」とした。これらの判断から本判決は、最低限度の生活を犠牲にすることなく、同法のもとで剩余金が生じる可能性を肯定している。

また、判旨は「同法4条1項、8条1項の各規定も、要保護者の保有するすべての資産等を最低限度の生活のために使い切った上でなければ保護が許されないとするものではない」としており、剩余金の保持と保護の受給が両立しうることも認

めている。

(2) 生活保護法の趣旨目的と剩余金の使途  
判旨が、剩余金が生ずることを認めるのであれば、やはり剩余金の使途の問題を検討しなくてはならない。なぜなら貯蓄を行うことは、剩余金の使用を留保することに他ならず、使用の留保も使途の一類型と考えられるからである<sup>2)</sup>。けれども判旨は、剩余金と貯蓄等の保有の関係について明確に論じていない。すなわち「貯蓄等に回すことの可能な金員」が生じた場合、それをいかに使用すべきなのか、そのうえで貯蓄等に回すことはいかなる意味をもつのかについて詳細には述べていない。

最低限度の生活を営みながら生じた剩余金をどのように使用すべきかについて、それを自立助長の目的に使用することが法の趣旨目的に反しないことは明らかである。それでは「生活保護法の趣旨目的」に照らして、被保護者は、剩余金を自立助長のためのみに使用しなければならないのだろうか。しかし、そのように考えることは現実的ではない。たとえば、慶弔金をはじめとする交際費などの不時の出費に際しては<sup>3)</sup>、被保護世帯も世帯の経常的生活費の剩余分をそれに充当するしかない。

そうだとすれば、保護金品等の使途を最低限度の生活の維持か、さもなければ自立助長のどちらかに限定することは、ほとんど現実的ではない。それゆえ、最低限度の生活を維持しつつも剩余金が生じたとき、その剩余金を自立助長の目的に使用しなかったとしても、そのことをもって直ちに法の趣旨目的を逸脱したとは言えないと思われる。

ところで生活保護法の趣旨目的については、一般に法1条が参照されて、最低限度の生活の保障と自立の助長に言及されることが多い。しかし同条は、国にとっての行為規範にほかならず<sup>4)</sup>、被保護者に対して何らかの義務を定めているわけではない。むしろ被保護者の義務に関しては、法60条を参照するのが適切であると考える。法60条は「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない」としている<sup>5)</sup>。ここに

おける「支出の節約を図り」の解釈としては、「生活全般の問題であつて、生活扶助費の計画的支出調整を含むことは勿論である」[小山 2004, p. 640] とされている。これを敷衍すれば「被保護者は原則としてその生活扶助費について、自らの日常生活の構想に基づいて預貯金なども含めて使用計画を立てることができる」[太田 1995, p. 125] と解することができる。

このように考えると、剩余金の使途について「生活保護法の趣旨目的」から導かれることは、国によって行われている最低限度の生活の保障および自立の助長を、被保護者自らが没却しないことの要請にとどまるものと言えよう。また法60条が被保護者の生活の向上に言及していることを考え合わせると、法の趣旨目的から、直接に剩余金の使途に対して特段の制約を設けることは困難である。したがって、保護金品等を貯蓄等に充てることは本来法の予定するところではないとしても、剩余金の使用を留保して貯蓄を行うこと自体は、法の趣旨目的に反するものではないと考える。

### 3 いかなる要件のもとで貯蓄等の保有が許容されるか

本判決は、どのような場合に被保護者の保有する貯蓄等が収入認定の対象となる資産には当たらないと見ているのだろうか。原審では、預貯金の保有の要件として、貯蓄の目的や態様(金額を含む)等に照らして、①法の趣旨目的を逸脱するものではないこと、かつ、②一般的国民感情に照らして違和感を覚えるものでないことが示された。これに対して、最高裁は「生活保護法の趣旨目的にかなった目的と態様で保護金品等を原資としてされた貯蓄等は、収入認定の対象とすべき資産にはあたらない」ことのみを示した。最高裁は原審とは異なり「国民感情」を取り上げなかったが、このことは評価に値する。なぜなら「国民感情」は客観的に測定できないばかりでなく「被保護者の保有する貯蓄等に対する国民感情」と理解されて、被保護者の劣位的な経済的地位を正当化するおそれがあるからである。

(1) 原資が「保護金品等」であることの意味

判旨は「……保護金品等を原資としてされた貯蓄等は、収入認定の対象とすべき資産には当たらない」とするので、以下では、貯蓄等の原資が「保護金品等」であることが当該貯蓄等の性質に影響するのかについて見ていくことにしたい。判旨において「保護金品等」とは「給付される保護金品並びに被保護者の金銭及び物品」とされておりことから、この用語は被保護者の保有する金銭的価値を持つすべてのものを指していると考えられる。まずはその「保護金品等」の内容を確認しておこう。

こうした「保護金品等」の中には、被保護者が保護開始時に保有している「資産」も含まれていると考えられる。それは、保護実施機関が保有を認めたものだからである。また保護開始後の「収入」も含まれている。「収入」は、制度上、①生活保護費、②収入認定された収入、③収入認定除外とされた収入<sup>6)</sup>の3種類に限られており<sup>7)</sup>、いずれも取得の段階において、いわば保護実施機関によるテストを通過していることに注意を要する。

以上のような「保護金品等」の内容を見ると、すべての「保護金品等」は、保護の開始時あるいはその取得時に保護実施機関によって保有が認められたものであることがわかる。そうすると、判旨が「保護金品等を原資とする貯蓄等」として意味するところも、保護費「のみ」を原資とする貯蓄等に限られず、保護の開始以降になされた貯蓄等一般を指していると思われる<sup>8)</sup>。

以上の検討から、「保護金品等」を原資とする貯蓄等を収入認定することは、保護実施機関によって一度保有が認められた収入の一部に対して、再度収入認定のチェックを入れることになるということが分かる。しかし再度の収入認定は、生活保護法8条に基づいていったん測定された要保護者の需要を再度見直すのと同じ効果をもたらさないだろうか。すなわち、給付される保護金品を使い切らなければ、その分だけ遡及的に保護が切り下げられることに等しくなってしまう。同一の世帯構成および生活状況にある世帯間においても、保護受給権の不平等を生じさせるような再度の収入認定には賛成しがたい。

それでは、どのような貯蓄等であれば、最低限度の生活のために「活用」すべき資産には当たらないのか、すなわち貯蓄等が収入認定の対象とならないためには、具体的にどのような要件のもとにあればよいのだろうか。

## (2) 趣旨目的にかなった「目的と態様」

判旨は、保護金品等を原資として「生活保護法の趣旨目的にかなった目的と態様」のもとで形成された貯蓄等は収入認定の対象とすべき資産には当たらないとした。前述した同法の趣旨目的の検討を踏まえれば、趣旨目的にかなう「目的と態様」とは次のように考えられる。

まず「態様」についてであるが、生活保護を受けている中で意図的に生活を犠牲にして、原資を捻出するような貯蓄の「態様」は、明らかに法の趣旨目的に反する。なぜなら生活保護法は、法の定めた最低限度の生活水準をさらに下回る過酷な生活の継続を容認するべきではないからである<sup>9)</sup>。したがって貯蓄等の原資は、剩余金の範囲内でなければならず、被保護者の生活水準が最低限度を下回るような貯蓄の「態様」は許されない。

次に貯蓄等の「目的」である。使用目的を事後的に変更した場合の「目的」は、変更後のそれに置き換えられて、当初から変更後の「目的」で貯蓄されていたものとして扱うのが適切であると考える<sup>10)</sup>。被保護者の生活状況が常に変化しうることを鑑みれば、貯蓄等の「目的」の変更があったとしても、それは許容されざるをえない。また、保有している限りは、その「目的」は内心に係る事項であり、外部から正確に把握することは困難でもある。保有している段階での「目的」が法の趣旨目的から著しく逸脱している場合には、収入認定やケースワークの対象になることも考えられる。しかし、貯蓄等の最終的な「目的」を考慮するということは、使用された時点における貯蓄等の「使途」を見ることにならざるをえない<sup>11)</sup>。

このように考えると、貯蓄の「目的=使途」については緩やかに判断されるべきである。なぜなら被保護者であることを理由に保有する金銭の「使途」を制限することは、被保護者とそうでない者の間に消費における「ダブル・スタンダード」を生むおそれがあるからである。

ド」を生み出すことになるからである<sup>12)</sup>。後述するように、本件では貯蓄が当初の目的どおりには使用されなかつたが、判旨は「使われ方」から本件貯蓄は収入認定すべき資産にはあたらないとした。したがつて判旨においても、貯蓄の「目的」は収入認定の基準として厳格に扱われているとは思われない。

以上のような検討によれば、貯蓄を保有している段階で「目的」を厳密に考慮することは重要性を持たないし、必ずしもその目的は正確に把握できないのであるから、これを厳格に解することには実益がない。また「使途」を制限的に解することは「保護受給者の自由の制約」という問題に直面する<sup>13)</sup>。そうすると、せいぜい自立を阻害する恐れのある行為など、法の趣旨目的から著しく逸脱した「目的=使途」の場合に限つて問題としうるにとどまるのではないだろうか。

#### 4 本件返戻金に対する収入認定について

判旨は「被保護世帯において、最低限度の生活を維持しつつ、子弟の高等学校修学のための費用を蓄える努力をすることは、同法の趣旨目的に反するものではない」とした。そのうえで本件処分の違法性の判断について、判旨は、AがX<sub>1</sub>らの高校修学費用に充てることを「目的」として①満期保険金50万円の学資保険に加入し②保険料月額3000円を支払っていたことは、法の趣旨目的にかなつたものであるとした。①は貯蓄額を含めた金融商品の選択であり、②は月額保険料が剩余金の範囲内かどうかということであり、それぞれ「態様」に関する判断である。①の貯蓄額がどの程度まで許容されるのかという判断基準については明らかではなく、貯蓄額については、積立額さえ適切なものでありさえすれば、あえて条件を課す必要はないという考え方も存在しうる。この点については、今後の裁判例の蓄積を待つしかないが、収入認定の基準となる具体的な貯蓄額を定めることは、規範的観点からは困難ではないだろうか<sup>14)</sup>。

判旨は、本件返戻金が「同法の趣旨目的に反する使われ方をしたなどの事情がうかがわれる」

ことから「収入認定すべき資産に当たらない」と判断した<sup>15)</sup>。ここでの「使われ方」というのは「使途」を指していると考えられる。本件返戻金の実際の「使途」もしくは「使われ方」は、X<sub>1</sub>の就職支度金とその他生活費であった。この点、就職支度金はたしかに自立助長という「目的」にかなつてゐるが、生活費として費消された分は、どのように考えるべきだろうか。判旨は、本件返戻金全額を「収入認定すべき資産に当たらない」としていることから、法の趣旨目的を柔軟に解して、原審と同様に実生活において過不足を相互に融通することも許容していると考えられる。したがつて「使途」が生活費であったとしても、本件返戻金は収入認定の対象となる資産等に当たらないと判断したのであろう<sup>16)</sup>。また「使途」もしくは「使われ方」が、前述の「目的」に対応するものであるならば、やはり本判決は「目的」について緩やかに判断したことになる。

以上のように解すれば、「本件返戻金の一部について収入認定をし、保護の額を減じた本件処分は、同法の解釈適用を誤ったもの」として原審を支持した判旨の結論は、妥当であると考える。

#### 5 おわりに

本判決の射程について、自立助長の観点から高校修学費用のための貯蓄に限定してその保有が認められたにすぎないとする考え方もあり立ちうる<sup>17)</sup>。しかし私見によれば、判旨において「使われ方」に対して緩やかに判断されたのは、各世帯に家計の合理的な運営がゆだねられていること、および、本件返戻金が原資の段階で保護実施機関によるテストを通過していたことが重視されたものと思われる。したがつて被保護者が貯蓄等を保有することは、本判決の論理で言つても、その態様がしかるべき条件に反しない限り、かなり広く認められるといつてもよいのではないだろうか。「自立助長を支える基盤が預貯金の保有であることは否定しがたい」[片桐 2000, p. 164] ことなどに鑑みると、今後なお増加することが予想される被保護者の保有する貯蓄等の正当化を争うケースにおいて、今回の最高裁判決が示した射程は、

必ずしも狭いものではないと考える<sup>18,19)</sup>。

### 注

- 1) 嵩 (1999, p. 142) は、「保護費の貯蓄が許容されれば、当然その預貯金等は収入認定の対象とすべきでないことになる」として、①貯蓄の過程の正当性が論証できれば、②形成された貯蓄は収入認定の対象とならないとする。他方で嵩は「事後的に使用目的を変えた場合、……初めから変更後の目的で貯蓄されていたものとして扱うのが妥当」としており、すでに費消された場合には、貯蓄の目的は実際の使途であるとする。しかしこのように考えると、①の問題は、貯蓄の「使用時」の使途を基準として収入認定の対象とすべきかを検討することになってしまい、貯蓄の「過程」の正当性を論証することになるのか疑問である。「保護費の貯蓄が許容されれば、当然その預貯金等は収入認定の対象とすべきでない」とこと、貯蓄の目的が変更可能で最終的には使途で判断されることとは、両立しないのではないだろうか。
- 2) 嵩 (1999, p. 142) を参照。
- 3) 尾藤ほか (2004, p. 166) によると、香典代などの捻出が困難なことから、被保護世帯は近隣世帯から孤立してしまうという問題がある。
- 4) 小山 (2004, p. 93) 以下を参照。
- 5) 小山 (2004, pp. 639-641) によると、法60条は、法4条との関係では、健康上の理由から勤労能力のない場合、また勤労能力を有していても子の養育、家族の看護や介助が必要な場合に、それらを犠牲にしてまで勤労を義務づけるものではない。
- 6) 保護政策において収入認定除外とされる収入の取扱いは、河野 (1995, p. 793) によれば次の3つに大別される。すなわち、①祝儀香典、慈善的恵与金など社会通念上収入認定することが適当ではないもの、②制度の趣旨目的が所得保障でなく、弔意あるいは慰謝激励の性格を持つもの、③自立助長という観点から特定の収入について自立更生に当てられる額、とされる。
- 7) 太田 (1995, p. 116) を参照。
- 8) これと同旨のことは、「保護受給中に貯蓄されたものである場合は、その原資について……事実上、保護費ないし収入認定された収入を原資とするものと推定すべきである」として、原審においても述べられていた。
- 9) 橋本 (1994, p. 14) を参照。
- 10) 嵩 (1999, p. 143) を参照。
- 11) 片桐 (2000, p. 166) は、収入認定該当性の判断においては、預貯金の目的や動機よりも使途が重要な要素であることを指摘する。
- 12) 遠藤 (2002, p. 54) を参照。
- 13) 「保護受給者が自由を制約される事例からは、

市民としてのノーマルな行為が、受給者としてのエクセントリックな行為とされている状況が浮かびあがる」〔遠藤 2002, p. 54〕とされる。

- 14) 公的扶助制度のもとでの貯蓄等の扱いは、制度設計の基礎理念に強く関係していると思われる。たとえば、イギリスの公的扶助である所得補助 (Income Support) は、申請者の保有資産額が 8,000 ポンド (約 160 万円、住居等を除く) 以下の場合に受給資格が認められて、3,000 ポンドを超える分の資産については、250 ポンドごとに週 1 ポンドの所得を得ているものとして換算される。この制度のもとでは貯蓄が奨励されており、保有が認められる資産限度額は 8,000 ポンドである (山田 (1999, p. 199) 以下を参照)。ドイツやアメリカの公的扶助にも資産等の保有限度額が定められているが、保有できる具体的な資産限度額は、制度設計の基礎理念あるいは「政策的観点」から定めるよりほかにないのではないか。少なくとも日本の生活保護法において、法解釈の観点から具体的な貯蓄限度額を定めることは困難であると考える。
- 15) 判旨が「使われ方」に言及するのなら、一般論の段階でそれを明確にしておくべきだったのではないかという疑問は残る。
- 16) これに対して嵩 (1999, p. 143) は、生活費としての費消はそれ自体では収入を増加させるなどの自立助長効果は期待できず、生活費の分については、法の趣旨目的を逸脱するとして収入認定の対象になるとしている。
- 17) 平成 16 年 4 月 19 日付、厚生労働省社会・援護局保護課保護係長発、各都道府県・指定都市・中核市生活保護担当係長宛「福岡市学資保険訴訟最高裁判所判決について (事務連絡)」は、平成 16 年度については、本件で争われたのと同様な学資保険のみ保有を認めることとしている。
- 18) 本件において、生命保険からの借入金等が争われていないことについて触れておく。こうした借入金等を問題にしたのは、一審継続中の平成 4 年 7 月 21 日付「保護費の徴収について」と題する通知であった。この通知において福岡市長は、A に対して生活保護法 78 条にもとづく費用徴収処分を示した。X<sub>1</sub> はこの処分に対して審査請求をしていたが、裁決は 10 年以上もなされず、本判決後にこの処分自体が撤回された。本判決の既判力はこの 78 条処分には及ばないので、撤回された理由は不明である (筆者取材による)。
- 19) 「資産」の解釈あるいは剩余金の使途について本件との関連では、ローン付き住宅保有者による保護の申請のケースが考えられる。このようなケースでは、保護費によってローンの返済が行われるために、保護が「資産形成になる」ことを理由に原則として保護の適用が否定されて

きた。しかし、家賃に充てる住宅扶助のことを考えれば、持ち家が自立助長につながることは否定できないと思われる。こうした申請に対しでは、保護が「資産形成になる」からではなく、支給される保護費の中からローンを返済できるかという観点から判断されるべきである。なお、「ローンの支払いの繰り延べが行われている場合」と「ローンの返済期間が短期間かつローン支払額が少額である場合」には、厚生労働省によって保護の適用が認められている（尾藤ほか（2004, p. 77）以下を参照）。

#### 参考文献

- 石田道彦（1996）「福岡地判判批」『法政研究』62巻3=4合併号。
- 遠藤美奈（2002）「生活保護と自由の制約」『摂南法学』23号。
- 太田匡彦（1995）「秋田地判判批」『自治研究』71巻7号。
- 笠山 京（1978）『公的扶助論』、光生館。
- 片桐由喜（2000）「福岡高判判批」『商学討究』50巻4号。
- 河野正輝（1995）「生活保護法における資産活用と収入認定」『法政研究』61巻3=4合併号。
- 河野正輝（1999）「福岡高判判批」『法律時報』71巻6号。
- 菊池聰美（2000）『社会保障の法理念』、有斐閣。
- 小山進次郎（2004）『改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）』、全国社会福祉協議会。
- 嵩さやか（1999）「福岡高判判批」『ジャリスト』1169号。
- 橋本宏子（1994）「秋田地判判批」『法学教室』162号別冊付録、判例セレクト'93。
- 尾藤廣喜ほか（2004）『これが生活保護だ』、高蔵出版。
- 堀 勝洋（1994）「秋田地判判批」『季刊社会保障研究』29巻4号。
- 松尾武昌（1994）「生活保護の適正な運営と処遇のポイント」『生活と福祉』456号。
- 山田篤裕（1999）「所得補助・社会基金」『先進諸国の社会保障1 イギリス』、東京大学出版会。
- 和久井孝太郎・江原 熱（2001）「はんれい最前線」『判例地方自治』206号。  
(しみず・やすゆき 東京都立大学大学院  
博士課程)